

新型コロナウイルス関連情報（9月6日現在）

1 喫連邦保健省によれば、6日（日）15時現在、新たにオーストリア国内で193名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び1名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は29,135名（内死亡数：736名、治癒数：25,043名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：8,827名（+56）（内死亡212名、治癒6,824名）
- ・オーバーエーステライヒ州：4,895名（+28）（内死亡67名、治癒4,484名）
- ・チロル州：4,433名（+20）（内死亡108名、治癒4,097名）
- ・ニーダーエーステライヒ州：4,242名（+34）（内死亡109名、治癒3,791名）
- ・シュタイアーマルク州：2,627名（+9）（内死亡157名、治癒2,187名）
- ・ザルツブルク州：1,741名（+21）（内死亡39名、治癒1,525名）
- ・フォアアールベルク州：1,172名（+13）（内死亡20名、治癒1,059名）
- ・ケルンテン州：662名（+5）（内死亡13名、治癒618名）
- ・ブルゲンラント州：536名（+7）（内死亡11名、治癒458名）

（当館注：ウィーン市で1名の死亡数が新たに計上され、合計736名となりました。）

2 4日、ハンガリー政府は、1日から実施しているハンガリーへの入国制限措置に関し、一部緩和する政令を公布しました。政令は5日から実施され、概要は以下のとおりです。

（以下、在ハンガリー日本国大使館領事メールより抜粋）

（1）商用目的の入国

（ア）これまで、外国人が商用目的での入国が認められるのは、在ハンガリー企業のグループ企業等の商用目的に限られていましたが、今後はグループ企業等の

範囲が撤廃され、ハンガリー入国の際に、文書等により商用であることを証明する場合には、制限なしに入国することが可能となります（14日間の隔離は不要です）。

（イ）商用であることが証明されない場合は、原則、入国拒否となりますが、ただし、ハンガリー国家警察より商用目的での特別入国許可を事前に得ていた場合には、これに従い手続きが行われます（入国はできますが、14日間の隔離措置が必要となります）。

（ウ）また、ハンガリー人が商用目的で再入国する場合も、商用であることを証明する場合は、制限なしに入国することができます。

（2）シェンゲン協定加盟国等で実施したPCR検査の受け入れ

これまで、ハンガリーに入国した方（ハンガリー国籍者を含む）が14日間の隔離措置の免除を希望する場合には、入国後5日以内に、ハンガリー国内で2回のPCR検査を最低48時間空けて受検し、検査結果が2回とも陰性である必要がありましたが、今後はハンガリー国内だけでなく、シェンゲン協定加盟国、米国及びカナダで受検したPCR検査もこの1回目のもので認められるようになります。

（3）国際スポーツイベント及び文化イベントの参加への入国措置

ハンガリー国内で開催される国際スポーツイベント及び文化イベントに参加する方は、入国時に、入国前3日以内に受検したPCR検査の陰性証明書（英語またはハンガリー語）及び購入済みチケットを提示するとともに、入国時の健康診断の結果、新型コロナウイルスに感染している疑いがない場合は、72時間以内の出国を条件に、入国することができます。なお、健康診断の結果、新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合には、入国を拒否されます。

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行うか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html